

新しい自己資本比率規制における「第3の柱」の取り扱い(案)について

- 1 新しい自己資本比率規制の第3の柱(市場規律)における開示項目については、銀行法第21条第1項、第2項等を受けた銀行法施行規則第19条の2、第19条の3等(銀行以外の金融機関にあっては各業法の施行規則で類似の規定がなされている箇所)を改正し、営業年度ごとの開示義務規定を設ける予定である。
開示項目は別表のとおりであるが、特に業態の違いによって開示項目に差をつけることは考えていない。
なお、別表の開示項目は下記2.との関係で、年度開示、半期開示及び四半期開示別に分かれているが、上記施行規則改正により年1回はこれらの項目全てについて開示が義務づけられることになる。
- 2 半期開示及び四半期開示項目は、銀行法第21条第4項等に基づき銀行法施行規則等(銀行以外の金融機関にあっては各業法の施行規則)において半期及び四半期開示を行う努力規定を新たに設ける予定である(開示項目は、別表の半期及び四半期開示項目)。このうち銀行は半期及び四半期開示を、協同組織金融機関は半期開示を適切に実施することが期待される。
- 3 上記2.にかかわらず、国際統一基準を使用する金融機関については、国際合意に基づき半期及び四半期開示についても適切に実施する必要がある。また、信用リスクの内部格付手法及びオペレーショナルリスクの先進的計測手法を選択する金融機関に対しては、高度なリスク管理の適切な実施を担保する観点から、各手法の承認要件に半期及び四半期開示の適切な実施を盛り込んでいる。
- 4 なお、監督当局としては、上記の金融機関の適切な情報開示の実施について、監督上の留意事項として監督指針に盛り込み、当該指針に基づき監督を行う予定である。

営業年度ごとの開示事項

新 BIS 規制案	我が国における開示事項案
<p>表1 適用範囲</p> <p>(a)本枠組が適用されるグループの最上位に位置する企業の名称</p> <p>(b)会計上と規制上の連結ベースの相違点の概要。</p> <p>及びグループ内の次のような各エンティティ に関する簡単な説明；</p> <p>(a)完全連結されている、</p> <p>(b)比例連結されている、</p> <p>(c)資本控除の取扱いを受けている、</p> <p>(d)超過資本が認められている、</p> <p>(e)連結されていないし、資本控除もなされていない(例えば、出資額がリスク・アセットとして計上されている)。</p>	<p>1 連結範囲</p> <p>(1)銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下「自己資本比率告示」という。)第3条若しくは第24条又は銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件(平成10年大蔵省告示第62号。以下「連結自己資本比率告示」という。)第 条若しくは第 条で定められる連結自己資本比率を算出する対象となる会社集団(以下「連結グループ」という。)の中で最上位に位置する法人の名称</p> <p>(2)連結グループに属する法人と連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)により連結される法人との相違点の概要</p> <p>(3)連結グループのうち、連結子法人等の数並びに主要な連結子法人等の名称及び主要な業務の内容</p> <p>(4)自己資本比率告示第9条若しくは第30条又は連結自己資本比率告示第 条若しくは第 条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに主要な金融業務を営む関連法人等の名称及び主要な業務の内容</p> <p>(5)自己資本比率告示第8条第1項第1号及び第2号若しくは第29条第1項第1号及び第2号又は連結自己資本比率告示第 条第 項第 号及び第 号若しくは第 条第 項第 号及び第 号における控除項目の対象となる法人の数並びに主要な法人の名称及び主要な業務の内容 (我が国では認められないので削除)</p> <p>(6)銀行及び銀行持株会社が出資している法人のうち、連結グループに属しておらずかつ資本控除がなされていない法人の数並びに主要な法人の名称及び主要な業務の内容</p>

新 BIS 規制案	我が国における開示事項案
(c)グループ内の資金あるいは所要自己資本の移動に関する、あらゆる制限または主な障害	(7)連結グループ内の資金及び所要自己資本の移動にかかる制限又は障害の概要
表2 自己資本の構成	2 自己資本の構成
(a)すべての資本調達手段、特に、革新的で複雑な、あるいはハイブリッドな自己資本調達手段について、主要な特徴となる取引条件に関する概略の情報	(1)自己資本調達手段の概要 (詳細については監督指針等で規定予定)
表3 自己資本充実度	3 自己資本充実度
(a)銀行の現在ならびに将来の活動を支えるため自己資本の充実度を評価する手法の説明の要約	(1)銀行又は銀行持株会社の自己資本充実度の評価方法の概要
表4 信用リスク:全銀行に対する一般的な開示項目	4 信用リスク
<p>(a)・戦略およびプロセス、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要なリスク管理機能の構造および組織、 ・リスク報告および測定システムの範囲および性質、 ・リスクをヘッジまたは削減するための方針、および、ヘッジや削減の継続的な効果を監視する戦略およびプロセス ・延滞、減損の定義(会計上のもの)、 ・個別および一般引当金に関する手法、統計的手法の説明 ・銀行の信用リスク管理ポリシーに関する議論 ・基礎的内部格付手法または先進的内部格付手法を完全にではなく部分的に採用している銀行については1) 標準的手法、2) 基礎的内部格付手法、および3)先進的内部格付手法に従っている各ポートフォリオ内のエクスポージャーの性質、およびエクスポージャーを適用可能な手法に完全に移行させるための経営陣の計画とタイミングについての説明。 	<p>(1)リスク管理の方針及び手続きの概要 (詳細は監督指針等で規定予定) (銀行法施行規則第19条の2第1項第4号に含める) (監督指針等で規定予定)</p> <p>(5に係る監督指針等で規定予定)</p> <p>(自己資本比率告示で規定) (監督指針等で規定予定)</p> <p>((1)に含まれる) (監督指針等で規定予定)</p>
表5 信用リスク:標準的手法および内部格付手法における当局設定のリスク・ウェイトが適用されるポートフォリオに対する開示項目	
(a)標準的手法によるポートフォリオについて以下を開示	(2)標準的手法が適用されるポートフォリオについての開示事項

新 BIS 規制案	我が国における開示事項案
<p>・使用された ECAI および ECA の名称、および変更があった場合にはその理由</p> <p>・それぞれの格付会社を使用しているエクスポージャーの種類</p> <p>・公表格付をそれに対応する銀行勘定の資産に当てはめるプロセスの説明</p> <p>・異なる格付機関の格付記号とリスク区分との対応関係</p> <p>表6 信用リスク: 内部格付手法が適用されるポートフォリオに対する開示項目</p> <p>(a) 監督当局による手法の承認 / 監督当局によって認められている移行期間</p> <p>(b) 以下についての説明とレビュー</p> <p>・内部格付制度の構造と、内部格付と外部格付の関係</p> <p>・IRBアプローチによる所要自己資本を計算するため以外の内部的な推計値の使用</p> <p>・信用リスク削減の管理と認識のプロセス</p> <p>・独立性、説明責任および格付制度検証の議論など、格付制度の管理メカニズム</p> <p>(c) 5つの異なるポートフォリオ毎に提供される内部格付プロセスの説明</p> <p>・コーポレート(SME、スペシャライズド・レンディングおよび購入した事業法人向売掛債権を含む)、ソブリンおよび銀行</p> <p>・株式</p> <p>・住宅ローン</p> <p>・適格リボルビング型リテールおよび</p> <p>・その他リテール</p> <p>各ポートフォリオについて、説明は以下を含むべきで</p>	<p>リスク・ウェイトの算出に使用した適格格付機関等(適格格付機関、OECD 及び輸出信用機関をいう。において同じ。)の名称及び変更があった場合にはその理由</p> <p>エクスポージャーの種類と使用した適格格付機関等の関係 (自己資本比率告示で規定)</p> <p>(自己資本比率告示で規定)</p> <p>(3) 内部格付手法が適用されるポートフォリオについての開示事項</p> <p>銀行が使用する内部格付手法の種類 (移行期間については監督指針等で規定予定)</p> <p>内部格付制度の概要 (監督指針等で規定予定)</p> <p>(監督指針等で規定予定)</p> <p>(5に係る監督指針等で規定予定)</p> <p>(監督指針等で規定予定)</p> <p>次のポートフォリオごとの内部格付手続の概要</p> <p>イ 事業法人等向けエクスポージャー</p> <p>ロ 株式等エクスポージャー(株式等エクスポージャーに対するリスク・アセットの算出に PD/LGD 方式を適用している場合のみ)</p> <p>ハ 居住用不動産向けエクスポージャー</p> <p>ニ 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー</p> <p>ホ その他リテール向けエクスポージャー (監督指針等で規定予定)</p>

新 BIS 規制案	我が国における開示事項案
<p>ある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポートフォリオに含まれるエクスポージャーのタイプ <p>(監督指針等で規定予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PD、(先進的内部格付手法によるポートフォリオの場合)LGD および EAD の推計および検証に用いた定義、方法およびデータ。これら変数の導出に用いられた前提を含む。および <p>(監督指針等で規定予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パラグラフ456および脚注82で認められている、デフォルトの参照定義からの逸脱が重要であると判断される場合、その逸脱に関する説明。および、そのような逸脱が影響を与える広義のポートフォリオ・セグメントに関する説明を含む 	
<p>表7 信用リスク削減手段:標準的手法と内部格付手法のための開示項目</p>	<p>5 信用リスク削減手法</p>
<p>(a)信用リスク削減手段に関する一般的な定性的な開示項目(パラグラフ824参照)は、以下の項目を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オン・オフバランスシート・ネットティングに関する方針およびプロセス、ならびにそれらネットティングを銀行が利用する度合を示すもの ・担保評価・管理の方針およびプロセス ・銀行が取る担保の主な種類の説明 ・保証人/クレジット・デリバティブの取引相手の主な種類およびその信用度 ・削減措置における(マーケットまたは信用)リスク集中に関する情報 	<p>(1)リスク管理の方針及び手続きの概要 (詳細は監督指針等で規定予定) (監督指針等で規定予定)</p> <p>(監督指針等で規定予定)</p> <p>(監督指針等で規定予定)</p> <p>(監督指針等で規定予定)</p> <p>(監督指針等で規定予定)</p>
<p>表8 証券化:標準的手法と内部格付手法のための開示項目</p>	<p>6 証券化エクスポージャー</p>
<p>(a)証券化(シンセティック証券化を含む)に関する一般的な定性的な開示項目(パラグラフ824参照)は、以下の項目に関する議論を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券化活動に関する銀行の目的、当該業務が原証券化エクスポージャーの信用リスクを銀行から他の事業体に移転させる程度を含む。 ・証券化プロセスにおいて銀行が果たした役割およびそれら各々における銀行の関与の度合を示すこと 	<p>(1)リスク管理の方針及び手続きの概要 (詳細は監督指針等で規定予定) (監督指針等で規定予定)</p> <p>(監督指針等で規定予定)</p>

新 BIS 規制案	我が国における開示事項案
<p>・銀行がその証券化業務に対して適用している自己資本規制上のアプローチ(例えば、RBA、IAA、SFA)</p> <p>(b)以下を含めた、銀行の証券化活動に関する会計方針の要約</p> <p>・取引が売却または資金調達として扱われているか</p> <p>・売却益の認識</p> <p>・留保持分の評価のための主な前提(直近の報告期間からの重要な変更およびその変更による影響を含む)</p> <p>・他の会計方針(例 デリバティブ)によってカバーされていない場合には、シンセティック型証券化の扱い</p> <p>(c)証券化で用いられる ECAI の名称と各格付機関が利用した証券化エクスポージャーのタイプ</p>	<p>(2)銀行が証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用した方式 (監督指針等で規定予定)</p> <p>(監督指針等で規定予定)</p> <p>(監督指針等で規定予定)</p> <p>(監督指針等で規定予定)</p> <p>(監督指針等で規定予定)</p> <p>(3)証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出に使用した適格格付機関の名称及び各適格格付機関を使用した証券化エクスポージャーの種類</p>
<p>表9 マーケット・リスク:標準的手法を用いる銀行のための開示項目</p>	<p>7 マーケット・リスク</p>
<p>(a)マーケット・リスクに対する一般的な定性的な開示項目(パラグラフ824参照)は、標準的手法がカバーするポートフォリオを含む。</p>	<p>(1)リスク管理の方針及び手続きの概要 (詳細は監督指針等で規定予定)</p> <p>(2)マーケット・リスク相当額の算出に使用した方式。標準的方式及び内部モデル方式をそれぞれ使用した場合は、各モデルを使用したポートフォリオの範囲。</p>
<p>表10 マーケット・リスク:トレーディング勘定のポートフォリオに対して内部モデル手法(IMA)を用いる銀行のための開示項目</p> <p>(a)マーケット・リスクに対する一般的な定性的な開示項目(パラグラフ824参照)は、IMA がカバーするポートフォリオを含む。</p> <p>(b)IMA がカバーする各ポートフォリオについて</p> <p>・使われたモデルの特徴</p> <p>・ポートフォリオに対して適用されたストレステストの説明</p>	<p>(7(2)でまとめて記載)</p> <p>(3)内部モデル方式を使用した場合は、使用したモデルの概要並びにバック・テスト及びストレステストの説明 ((3)に記載)</p> <p>((3)に記載)</p>

新 BIS 規制案	我が国における開示事項案
<p>・内部モデルおよびモデルプロセスの正確性と一貫性をバックテスト/検証するために用いられたアプローチの説明</p>	<p>((3)に記載)</p>
<p>(c)監督当局による承認の範囲</p>	<p>((2)に記載)</p>
<p>表11 オペレーショナル・リスク</p>	<p>8 オペレーショナル・リスク</p>
<p>(a)一般的な定性的な開示項目(パラグラフ824参照)に加えて、銀行に認められているオペレーショナル・リスクに係る所要自己資本算定の手法</p>	<p>(1)リスク管理の方針及び手続きの概要 (詳細は監督指針等で規定予定)</p>
<p>(b)銀行が AMA を用いている場合には、銀行の計測手法で考慮されている、関連する内部要因および外部要因に関する議論を含めた、手法の説明。部分的に AMA を用いている場合、用いている他の手法の適用範囲およびカバーの度合</p>	<p>(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用した手法。部分的に先進的計測手法を使用した場合は、各手法の適用範囲。</p>
<p>(c)AMA を適用している銀行の場合、オペレーショナル・リスク軽減を目的とした保険の利用に関する説明</p>	<p>(3)先進的計測手法を使用した場合は、当該手法の概要 (詳細については監督指針等で規定予定)</p>
<p>表12 株式:バンキング勘定のポジションについての開示項目</p>	<p>9 銀行勘定における株式等エクスポージャー</p>
<p>(a)株式リスクに関する一般的な定性的な開示項目(パラグラフ824参照)は、以下の項目を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有株式のうち、キャピタル・ゲインを見込んでいるものと、取引関係や戦略的な理由を含めたその他の目的で保有されているものの区別 ・バンキング勘定に保有されている株式の評価と会計処理をカバーしている重要な方針の説明。これには、実務における評価方法の重大な変更とともに、その評価に影響を与える主な前提や実務方法など、使用される会計手法や評価方法を含む 	<p>(4)保険によるリスク削減の利用の有無。リスク削減を行っている場合は保険の利用方針と概要。</p>
<p>表13 バンキング勘定の金利リスク(IRRBB)</p>	<p>10 銀行勘定における金利リスク</p>
<p>(a)以下を含む一般的な定性的な開示項目(パラグラフ824参照):IRRBB の性質およびローンの期限前返済や、満期の定めのない預金の動きに関する仮定など IRRBB 計測の主な仮定、および計測の頻度を含む</p>	<p>(1)リスク管理の方針及び手続きの概要 (詳細は監督指針等で規定予定)</p>

新 BIS 規制案	我が国における開示事項案
	(2)銀行勘定の金利リスク算定手法の概要 (詳細については監督指針等で規定予定)

半期ごとの開示事項

新 BIS 規制案	我が国における開示事項案
<p>表1 適用範囲</p> <p>(d)連結グループの自己資本に含まれる保険子会社の超過資本の総額(控除あるいは代替的な手法の対象となる場合を含む)</p> <p>(e)連結に含まれない、つまり、資本控除の対象となるすべての子会社の資本の欠損金の総額、およびそのような子会社の名称</p> <p>(i)自己資本控除、あるいは、代替的なグループワイド的手法ではなく、リスク・ウェイトが適用されるような保険会社に対する当該企業の総持分の総投資額(例現在の簿価)。そして、その名称、設立国あるいは所在地、所有者持分比率、異なる場合には、これらの企業に対する議決権の比率。加えて、この手法を用いた場合と資本控除・代替的なグループワイド的手法を用いた場合の自己資本比率への定量的な影響を示すこと</p>	<p>1 連結範囲</p> <p>(我が国では認められないので削除)</p> <p>(1)自己資本比率告示第8条第1項第2号若しくは第29条第1項第2号又は連結自己資本比率告示第 条第 項第 号若しくは第 条第 項第 号における控除項目の対象となる法人のうち、規制上の所要自己資本を下回っている法人の名称と所要自己資本を下回っている額の総額</p> <p>(我が国では保険子法人にリスク・ウェイトは適用しないので削除)</p>
<p>表2 自己資本の構成</p> <p>(b)Tier1資本の額および、以下の項目に関する個別の開示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株主払込資本金 / 普通株式 ・準備金 ・子会社の少数株主持分 ・革新的な資本調達手段 ・その他の資本調達手段 ・保険会社からの超過資本 	<p>2 自己資本の構成</p> <p>(1)基本的項目のうち、以下の項目の額</p> <p>資本金及び資本剰余金</p> <p>利益剰余金</p> <p>連結子法人等の少数株主持分に相当する額の合計額</p> <p>自己資本比率告示第5条第2項、第16条第2項、第26条第2項若しくは第37条第2項又は連結自己資本比率告示第 条第 項若しくは第 条第 項により算出される額及び基本的項目に対する該当割合</p> <p>その他の資本調達額</p> <p>(我が国では認められないので削除)</p>

新 BIS 規制案	我が国における開示事項案
<ul style="list-style-type: none"> ・自己資本比率算定にあたって Tier1 資本から控除された差額 ・その他 Tier1 から控除された額(営業権および投資を含む) (c)Tier2 資本と Tier3 資本の総額 (d)自己資本からのその他の控除額 (e)規制上の自己資本の合計 	<p>自己資本比率告示第157条又は連結自己資本比率告示第 条により基本的項目から控除された額</p> <p>営業権及び投資を含む、その他基本的項目の算出において控除された額</p> <p>(2)補完的項目及び準補完的項目の合計額</p> <p>(3)自己資本比率告示第157条又は連結自己資本比率告示第 条により補完的項目から控除された額を含む、補完的項目及び準補完的項目から控除された額</p> <p>(四半期開示の3へ)</p>
表3 自己資本充実度	3 自己資本充実度
<ul style="list-style-type: none"> (b)信用リスクに関する所要自己資本 ・標準的手法又は簡便な標準的手法が適用されるポートフォリオは、各ポートフォリオごとに開示 ・内部格付手法が適用されるポートフォリオは、基礎的内部格付手法に基づく各ポートフォリオ、および先進的内部格付手法に基づく各ポートフォリオ毎に開示 ・コーポレート(当局設定のスロットティング基準が適用されない SL を含む)、ソブリンおよび銀行 ・住宅ローン ・適格リボルビング、および ・その他リテール ・証券化エクスポージャー (c)IRB 手法における株式のエクスポージャーに関する所要自己資本 ・マーケットベース手法が適用される株式ポートフォリオ ・簡便手法が適用される株式ポートフォリオ 	<p>(1)信用リスクに対する所要自己資本の額(ただし、(2)の額は含めない。)及びこのうち以下のポートフォリオごとの額</p> <p>標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合には、適切なポートフォリオ区分ごとの内訳</p> <p>内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち以下のポートフォリオごとの内訳 (詳細は監督指針等で規定予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 事業法人等向けエクスポージャー ロ 居住用不動産向けエクスポージャー ハ 適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー ニ その他リテール向けエクスポージャー 証券化エクスポージャー <p>(2)内部格付手法が適用される株式等エクスポージャーに係る信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち以下の株式等エクスポージャー区分ごとの額</p> <p>マーケットベース方式が適用される株式等エクスポージャー及びこのうち以下の区分の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 簡易手法が適用される株式等エクスポージャー

新 BIS 規制案	我が国における開示事項案
<ul style="list-style-type: none"> ・内部モデル手法(IMA)が適用される銀行勘定における株式(バンキング勘定の株式エクスポージャーに対して IMA を用いている銀行の場合) ・PD / LGD 手法が適用される株式ポートフォリオ <p>(d)マーケット・リスクに関する所要自己資本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準的手法 <ul style="list-style-type: none"> ・内部モデル手法—トレーディング勘定 <p>(e)オペレーショナル・リスクに関する所要自己資本</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的指標手法 ・標準的手法 ・先進的計測手法(AMA) <p>(f)トータルベースおよびTier1ベースの自己資本比率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最上位企業の連結グループベース ・重要な銀行子会社ベース(自己資本に関する本枠組がどのように適用されるかによって、単体あるいは準連結ベース) 	<p>ロ 内部モデル手法が適用される株式等エクスポージャー</p> <p>PD/LGD 方式が適用される株式等エクスポージャー</p> <p>(3)マーケット・リスクに対する所要自己資本の額及び銀行が使用した以下の方式の額</p> <p>標準的方式(金利リスク、株式リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク及びオプション取引のカテゴリーごとの所要自己資本の額)</p> <p>内部モデル方式</p> <p>(4)オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額及び銀行が使用した以下の手法の額</p> <p>基礎的手法</p> <p>粗利益配分手法</p> <p>先進的計測手法</p> <p>(四半期開示の1、2へ)</p> <p>(四半期開示の1、2へ)</p> <p>(四半期開示の1、2へ)</p>
表4 信用リスク:全銀行に対する一般的な開示項目	4 信用リスク
<p>(b)グロスの信用リスク・エクスポージャーの合計額、および、その期中の平均信用リスク・エクスポージャーの主な種類別内訳</p> <p>(c)主な信用リスク・エクスポージャーの種類別に示された、主要な地域別内訳がわかるような信用リスク・エクスポージャーの地理的内訳</p> <p>(d)主な信用リスク・エクスポージャーの種類別に示された、信用リスク・エクスポージャーの業種別・取引相</p>	<p>(1)信用リスクに関するエクスポージャーの期末及び期中平均残高並びに主なエクスポージャー種類別の内訳</p> <p>(詳細は監督指針等で規定予定)</p> <p>(2)信用リスクに関するエクスポージャーの主な種類別の期末残高のうち、以下の区分の額</p> <p>(詳細は監督指針等で規定予定)</p> <p>地域別</p> <p>(詳細は監督指針等で規定予定)</p> <p>業種別又はカウンターパーティー別</p> <p>(詳細は監督指針等で規定予定)</p>

新 BIS 規制案	我が国における開示事項案
<p>手別の内訳</p> <p>(e)主な信用リスク・エクスポージャーの種類別に示された、ポートフォリオ全体の契約上の残存期間別の内訳</p> <p>(f)業種別・カウンターパーティータイプ別の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減損債権の金額、および入手可能であれば、延滞金額を別個に記載 ・個別引当金および一般引当金、および ・その期間の個別引当金繰入額・貸出金償却 <p>(g)減損債権の金額および入手可能であれば、延滞金額を別個に、重要な地域別に記載する。実際的に可能であれば、各地域に関連した個別引当金および一般引当金の金額も記載</p> <p>(h)減損対象となった貸出金に係る引当金の変動の調整</p> <p>(i) 1)標準的手法、2)基礎的内部格付手法、3)先進的内部格付手法に従ったポートフォリオ毎のエクスポージャーの金額(内部格付手法採用銀行の場合、引出金額及び未引出金額に対する EAD)</p> <p>表5 信用リスク:標準的手法および内部格付手法における当局設定のリスク・ウェイトが適用されるポートフォリオに対する開示項目</p> <p>(b)標準的手法によって算定される信用リスク軽減後のエクスポージャーについては、リスクウェイト区分毎の銀行の保有残高(格付のあるものと無格付のもの</p>	<p>残存期間別</p> <p>(3)延滞エクスポージャー又はデフォルトエクスポージャーの期末残高及び以下の区分の内訳 (監督指針等で規定予定)</p> <p>地域別 業種別又はカウンターパーティー別</p> <p>(4)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定について以下の区分ごとの期末残高及び期中の増減額</p> <p>地域別 業種別又はカウンターパーティー別 ((4) で記載。貸出金償却は(5)で記載。) ((4) で記載)</p> <p>((4) に記載、詳細は監督指針等で規定予定)</p> <p>(5)業種別又はカウンターパーティー別の貸出金償却の額 ((1) に係る監督指針等で規定予定)</p> <p>(6)標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイト区分ごとの信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本比率告示第8条第1項第3</p>

新 BIS 規制案	我が国における開示事項案
<p>の)、および資本控除した額</p> <p>・内部格付手法における当局設定のリスク・ウェイトによって算定されるエクスポージャー(HVCRE、当局設定のスロッシング基準による SL 商品、および簡便手法による株式)については、リスクウェイト区分毎の銀行の保有残高</p> <p>表6 信用リスク:内部格付手法が適用されるポートフォリオに対する開示項目</p> <p>(d)リテールをのぞく各ポートフォリオ(上記で定義済み)について、意味のある信用リスクの区分が可能となるのに十分な数のPD区分(およびデフォルト区分)毎に以下の情報を開示。</p> <p>・エクスポージャーの合計額(事業法人向け、ソブリン及び銀行向けについては、ローン残高および未引出のコミットメントの EAD、株式についてはその残高)</p> <p>・先進的内部格付手法を採用する銀行については、エクスポージャーによりウェイト付けされた平均 LGD (%)、および</p> <p>・エクスポージャーによりウェイト付けした平均リスクウェイト</p> <p>・先進的内部格付手法を採用する銀行は、各ポートフォリオについて、未引出のコミットメントおよびエク</p>	<p>号、第19条第1項第2号、第29条第1項第3号若しくは第40条第1項第2号又は連結自己資本比率告示第 条第 項第 号若しくは第 条第 項第 号により資本控除した額</p> <p>(7)内部格付手法が適用されるエクスポージャーのうち、ボラティリティの高い事業用不動産貸付及びそれ以外の特定貸付債権並びにマーケット・ベース方式の簡易手法が適用される株式等エクスポージャーについて、自己資本比率告示第160条第3項、第5項及び第173条第4項並びに連結自己資本比率告示第 条第 項及び第 項で定められたリスク・ウェイトが適用される場合、リスク・ウェイト区分ごとの残高</p> <p>(8)内部格付手法が適用される以下のポートフォリオについて、適切な数の PD 区分ごとの項目</p> <p>事業法人等向けエクスポージャー 平均 PD 及び平均リスク・ウェイト並びに保有残高。先進的内部格付手法を適用している場合は加えて平均 LGD 並びにエクスポージャー全体の未引出のコミットメント及び平均 EAD。</p> <p>PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー 平均 PD 及び平均リスク・ウェイト並びに保有残高 (、 に記載)</p> <p>(に記載)</p> <p>(に記載)</p> <p>(に記載)</p>

新 BIS 規制案	我が国における開示事項案
<p>ポージャーによりウェイト付けされた平均 EAD</p> <p>リテール・ポートフォリオ(上記で定義済み)については、次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記で示された項目のプール・ベースでの開示(すなわち、リテール以外のポートフォリオの場合と同様)、または ・意味のある信用リスク区分となるように考慮した十分な数の EL 区分に対するプール・ベースのエクスポージャー(貸出残高およびコミットメントの EAD)の分析 <p>(e)前記における各ポートフォリオ毎の損失の実績値(例、直接償却額や個別引当金繰入額など)およびそれが過去の実績値とどう異なるか。前期における損失の実績値に影響を与えた要因に関する議論。例えば、平均デフォルト率より高かったか、LGDやEADが平均より高かったか、など。</p> <p>(f)長期にわたる実績値と銀行による推計値との対比。最低限、(上で定義した)各ポートフォリオ毎に、その内部格付プロセスのパフォーマンスに関して意味のある評価を行うのに十分な期間にわたって、損失実績値と損失推計値の対比についての情報を含むべきである。また、適切な場合には、銀行はこれをさらに分解し、上述のリスク評価の定量的開示項目における推計値と、PD実績値、また先進的IRBアプローチを採用している銀行においてはLGD実績値およびEAD実績値との対比分析を、提供すべきである。</p> <p>表7 信用リスク削減手段：標準的手法と内部格付手法のための開示項目</p>	<p>居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャー 次のいずれかの項目</p> <p>イ プール単位でのエクスポージャーの平均 PD 及び平均リスク・ウェイト並びに保有残高。先進的内部格付手法を適用している場合は加えて平均 LGD 並びにエクスポージャー全体の未引出のコミットメント及び平均 EAD。</p> <p>ロ 意味のある信用リスク区分になるよう十分な数の EL 区分を設けた上でのプール単位でのエクスポージャーの分析</p> <p>(9)内部格付手法を適用する事業法人等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの損失の実績値及び過去の実績値との対比並びに要因分析(詳細は監督指針等で規定予定)</p> <p>(10)内部格付手法を適用する事業法人等向けエクスポージャー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの長期にわたる損失実績値と損失推計値の対比(詳細は監督指針等で規定予定)</p> <p>5 信用リスク削減手法</p>

新 BIS 規制案	我が国における開示事項案
<p>(b)標準的手法または基礎的内部格付手法で個別に開示されている各信用リスク・ポートフォリオについて、以下の手法によってカバーされているエクスポージャー合計(オフ・オン・バランスシートのネットティング後)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適格金融担保、および ・内部格付手法で利用されるその他の適格担保 <p>ただし、ヘアカットが適用された後のベース</p> <p>(c)標準的手法または基礎的内部格付手法で個別に開示されている各信用リスク・ポートフォリオについて、保証またはクレジット・デリバティブによってカバーされているエクスポージャー合計(オン・オフバランスシートのネットティング後)</p>	<p>(1)標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、以下の信用リスク削減手法が適用されているエクスポージャーの額。ただし、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの額。</p> <p>(詳細は監督指針等で規定予定)</p> <p>適格金融資産担保 適格資産担保(基礎的内部格付手法採用行に限る。)</p> <p>((1)に記載)</p> <p>(2)標準的手法又は内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、保証又はクレジット・デリバティブが適用されているエクスポージャーの額。ただし、基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー及びその他リテール向けエクスポージャーごとの額。</p> <p>(詳細は監督指針等で規定予定)</p>
<p>表8 証券化:標準的手法と内部格付手法のための開示項目</p>	<p>6 証券化エクスポージャー</p>
<p>(d)銀行が証券化したエクスポージャーで証券化の枠組みに従うもの(伝統的なもの、シンセティック型の内訳)の合計残高、およびエクスポージャーの種類別の内訳。</p> <p>(e)銀行が証券化し、証券化の枠組みが適用されるエクスポージャー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券化資産で減損 / 延滞となっているものの金額。および 	<p>(1)銀行が証券化を行ったエクスポージャーの合計額及び資産譲渡型証券化取引に係るエクスポージャーと合成型証券化取引に係るエクスポージャーの内訳並びにこれらの主な原資産種類別の内訳</p> <p>(詳細は監督指針等で規定予定)</p> <p>(2)銀行が証券化を行ったエクスポージャーのうち、延滞エクスポージャー額、デフォルトエクスポージャー額及び当期損失額並びにこれらの主な原資産種類別の内訳</p> <p>((2)に記載)</p>

新 BIS 規制案	我が国における開示事項案
<p>・当期中に銀行が認識した損失 エクスポージャーの種類別内訳。</p> <p>(f)留保している、あるいは、購入した証券化エクスポージャーの総額、および、エクスポージャーの種類別内訳。</p> <p>(g)留保している、または購入した証券化エクスポージャーの総額、および当該エクスポージャーに対して内部格付手法によって所要自己資本額を計算している場合には、有意な数のリスク・ウェイト区分別の内訳。Tier1 資本から完全に資本控除されたエクスポージャー、自己資本総額から控除された信用補充I/O、および自己資本総額から控除されたその他のエクスポージャーは、原資産の種類別に別個に開示すべきである。</p> <p>(h)早期償還条項の取扱いに従っている証券化については、証券化ファシリティの原資産種類別に、以下の項目を記載する。</p> <p>・セラー及び投資家の持分に帰属する引出済みエクスポージャーの総額。</p> <p>・引出済み残高及び未引出枠の留保(すなわちセラーの)部分に関して銀行に賦課される内部格付手法による所要自己資本総額</p> <p>・引出残高及び未引出枠の投資家の持分に関して銀行に賦課される、内部格付手法による所要自己資本総額</p> <p>(i)標準的手法を使用している銀行も(g)および(h)の開示内容に従うが、標準的手法による所要自己資本をベースにすべきである。</p> <p>(j)当期の証券化活動の概略(証券化されたエクスポージャーの種類別内訳を含む)、および、認識された売却損益の資産の種類別内訳。</p>	<p>((2)に記載)</p> <p>((2)に記載)</p> <p>(3)保有している証券化エクスポージャーの額及び主な原資産種類別内訳</p> <p>(4)保有している証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額</p> <p>(5)所要自己資本から控除される証券化エクスポージャーについて、原資産種類別の額 (詳細は監督指針等で規定予定)</p> <p>(6)早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて、原資産種類別の以下の項目</p> <p>銀行がセラーとして留保する部分の引出額及び投資家持分の引出額</p> <p>引出済み残高及び未引出額のセラーとして留保しているエクスポージャーの所要自己資本の額</p> <p>引出済み残高及び未引出額の投資家持分のエクスポージャーの所要自己資本の額</p> <p>((4)、(5)、(6)に記載)</p> <p>(7)当期に証券化を行ったエクスポージャーの概略(当期に証券化を行ったエクスポージャーの額及び保有した証券化エクスポージャーの額並びに主な原資産種類別内訳を含む)</p>

新 BIS 規制案	我が国における開示事項案
	(8)保有する証券化エクスポージャーの当期売却損益額及び主な原資産種類別内訳
表9 マーケット・リスク:標準的手法を用いる銀行のための開示項目	7 マーケット・リスク
(b)以下に対する所要自己資本額 ・金利リスク ・株式ポジションリスク ・為替リスク ・コモディティ・リスク	(3(3)に記載) (3(3)に記載) (3(3)に記載) (3(3)に記載) (3(3)に記載)
表10 マーケット・リスク:トレーディング勘定のポートフォリオに対して内部モデル手法(IMA)を用いる銀行のための開示項目	
(d)・IMAが適用されるトレーディング勘定のポートフォリオについて ・報告期間全体および期末の、VaR 値の最高値、平均値、最低値 ・バックテストの結果の重要な”outlier”の分析を含む、VaR 推計値と銀行が経験した実際の損益の実績値との比較	(年度開示項目の7(2)で内部モデル方式の適用範囲を記載) (1)内部モデル方式を使用した場合、期末のバリュエーター・アット・リスク値及び開示期間におけるバリュエーター・アット・リスクの最高、平均及び最低値 (2)内部モデル方式を使用した場合、バック・テストの結果及び重要な損益の実績値がバリュエーター・アット・リスクを上回った場合の説明
表12 株式:バンキング勘定ポジションについての開示項目	8 銀行勘定における株式等エクスポージャー
(b)バランスシート上で開示されている投資の価額、ならびにそれら投資の公正価値。また、上場証券については、株価が公正価値と大きく相違する場合、上場株価との比較。	(1)株式等エクスポージャーの貸借対照表上の額及び時価。加えて以下の区分の貸借対照表上の額。(詳細については監督指針等で規定予定) 上場及び非上場 子会社及び関連会社株式並びにその他株式
(c)以下の通り区分される金額を含め、投資の種類と性質 ・公開され取引されている銘柄 ・未公開で保有している銘柄	((1)で分類) ((1) に記載) ((1) に記載)
(d)報告期間において売却あるいは処分によって生じた累積実現損益	(2)株式等エクスポージャーの売却・清算損益額
(e)・未実現益(損)の総額	(3)貸借対照表上で認識される未実現損益額

新 BIS 規制案	我が国における開示事項案
<p>・潜在的な再評価益(損)の総額</p> <p>・Tier1 資本及び/または Tier2 資本に含まれるそれらの額</p> <p>(i)銀行の手法と整合的で適切な、株式種別別の所要自己資本の内訳。さらに、自己資本規制上、当局が設定した移行措置あるいはグランドファーザー条項が適用されるものの総額およびそのような株式投資の種類。</p>	<p>(4)貸借対照表上で認識されない含み損益額</p> <p>(5)自己資本比率告示第2条若しくは第13条で規定された国際統一基準又は連結自己資本比率告示第条で規定された第1基準を使用する銀行若しくは銀行持株会社については、自己資本比率告示第6条第1項第1号若しくは第17条第1項第1号又は連結自己資本比率告示第条第項第号により補完的項目に算入された額</p> <p>(6)自己資本比率告示附則第13条及び連結自己資本比率告示附則第条が適用される株式等エクスポージャーの貸借対照表上の額及び株式等エクスポージャー区分ごとの額</p> <p>(詳細については監督指針等で規定予定。なお、株式種別別の所要自己資本に関しては3(2)に関連した監督指針等で規定予定。)</p>
<p>表13 バンキング勘定の金利リスク(IRRBB)</p> <p>(b)経営陣が使用する IRRBB の測定方法に従った、上方および下方への金利ショックに対する収入または経済的価値の増加(減少)分の絶対額(経営陣が使用する関連する手法)。また、(該当する場合には)通貨毎の内訳。</p>	<p>9 銀行勘定における金利リスク</p> <p>金利リスクを測定する際に用いた金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額</p> <p>(詳細は監督指針等で規定予定)</p>

四半期ごとの開示事項

新 BIS 規制案	我が国における開示事項案
<p>Tier1 比率</p> <p>全体的な自己資本比率</p> <p>Tier1 資本</p> <p>総資本</p> <p>総所要資本</p>	<p>(2 に記載)</p> <p>1 自己資本比率告示に規定された連結自己資本比率若しくは単体自己資本比率又は連結自己資本比率告示に規定された第1基準若しくは第2基準(以下、「自己資本比率」という。)</p> <p>2 自己資本比率の分母に対する基本的項目の額の比率</p> <p>(4 に記載)</p> <p>3 自己資本の額</p> <p>4 基本的項目の額</p> <p>5 自己資本比率の分母の額に8%(国内基準行は4%)を乗じた額</p>